

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月28日から59年12月3日まで
② 昭和59年12月3日から同年12月20日まで
③ 昭和59年12月20日から61年4月1日まで

申立期間①及び③については、A事業所が所有するB丸に乗り組み、C業務員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無い。

申立期間②については、D事業所が所有するE丸に乗り組み、C業務員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無い。
全ての申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人から提出された船員手帳によれば、昭和58年7月30日から同年8月29日までの期間、59年1月26日から同年2月22日までの期間、同年8月21日から同年10月1日までの期間及び60年4月27日から同年5月19日までの期間において、申立人が、A事業所の所有するB丸に乗り組み、C業務員として勤務していたことは確認できるところ、申立期間の大部分の期間について、申立人が、A事業所の所有する船舶に乗船した記録は確認できない。

また、前述の船員手帳により確認できるB丸への乗船期間は、申立期間①より前の乗船期間と比べて短期間であることから、船員保険被保険者資格喪失日(昭和55年3月28日)以後の申立人の雇用形態に変更があった状況がうかがえる。

さらに、A事業所における船舶所有者別被保険者名簿により、昭和55年3月から61年3月までの期間において、申立人同様、A事業所の所有する船舶に乗り組み、C業務員として勤務したことがある同僚12人のうち、連絡先が確認できた二人に対して文書照会を行った結果、同僚（二人）は、「短期間の臨時C業務員等は、船員保険に加入していない人もいた。」、「私も年金を受給するようになってから、A事業所の船にC業務員として乗船したことはあるが、船員保険に加入していないことは知っている。」と供述している。

加えて、A事業所は、「申立期間当時の資料等を保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①及び③における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料控除等について確認できる関連資料は得られない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳によれば、申立人がD事業所の所有するE丸に乗り組み、C業務員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D事業所は、申立期間当時の船員保険に関する取扱いについて、「短期間、臨時で雇入れしたC業務員はいたが、船員保険には加入させていなかった。」と回答している上、申立期間当時の賃金台帳等は保管されておらず、申立人の申立期間②における船員保険料控除等について確認できる関連資料は得られない。

また、D事業所における船舶所有者別被保険者名簿により、昭和59年12月において、D事業所に係る船員保険加入記録が確認できた同僚6人のうち、連絡先が確認できた3人に対して文書照会を行った結果、二人から回答が得られたところ、同僚の一人は、「15日から17日勤務の臨時雇用の船員は、船員保険未加入者がほとんどであった。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、被保険者証番号39番（昭和58年5月16日資格取得）から被保険者証番号49番（昭和60年11月11日資格取得）までの記録に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

- 3 申立期間①、②及び③について、i) 申立人の妻は、「夫の老齢年金の請求手続は、夫が自ら行ったと思う。」としているところ、オンライン記録によれば、申立人の老齢年金は、昭和55年3月28日に船員保険被保険者資格を喪失したことにより受給権が発生し、当該喪失日の翌月である同年4月10日に請求手続が行われていること、ii) A事業所における船舶所有者別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者証番号*番に係る船員保険被保険者証は、前述の資格喪失日直後の同年3月29日に回収されていること、iii) F市区町村への照会結果によれば、申立人は、同年9月1日に国民健康保険被保険者資格を取得していることから、申

立人が、申立期間当時、船員保険に加入しないことを承知の上で乗船していた可能性がうかがえる。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。